

第63号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年9月2日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

・第五条第一項各号列記以外の部分中「及び第十一号」を「から第十三号まで」に、「第十五号」を「第十七号」に改め、同項中第十八号を第二十号とし、第十二号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

十三 勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第五条第五項中「勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）を「子育て部分休業」に、「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）を「育児部分休業」に改め、同条第六項中「介護休暇」の下に「育児部分休業又は子育て部分休暇」を、「ついては、」の下に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休業により勤務しない期間にあつては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第七項中「介護時間、子育て部分休業又は部分休業」を「介護時間」に改め、「それぞれ」、「において介護時間により勤務しない時間」及び

「において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間」を削る。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成十二年三月三十日 第一条～第四条（略） （欠勤等日数） 第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第十号から第十三号までに掲げる期間にあっては三分の二日とし、<u>第十七号</u>に掲げる期間にあっては二日とする。）として換算した日数（一日（第十号から第十三号までに掲げる期間にあっては三分の二日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 一～十一（略） <u>十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> <u>十三 勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間</u>	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成十二年三月三十日 第一条～第四条（略） （欠勤等日数） 第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては三分の二日とし、<u>第十五号</u>に掲げる期間にあっては二日とする。）として換算した日数（一日（第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては三分の二日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 一～十一（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

十四～二十（略）

2～4（略）

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは子育て部分休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない

十二～十八（略）

2～4（略）

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇 _____により勤務しない期間については、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間 _____にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない

期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

- 7 第五項の規定は、介護時間により勤務しない時間については、七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計し

期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間

_____にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を_____合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

- 7 第五項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を

た日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

第六条～第十五条（略）

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

第六条～第十五条（略）

（新設）